

令和 9 年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(商工労働関連)**

令和 8 年 7 月

大 阪 府

令和9年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工労働関連)

日頃から、大阪府行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

とりわけ、商工労働行政の推進に当たりましては、昨年開催された大阪・関西万博で披露した、大阪が強みとする空飛ぶクルマやライフサイエンス、カーボンニュートラルなどの分野における新技術等の実装化・産業化を進めてまいります。

さらには、ディープテックスタートアップへの重点的な支援や、府内企業の成長に向けた投資促進などに取り組み、大阪経済の成長・発展につなげていきます。

あわせて、大阪の成長を支える人材の確保と育成に向け、女性、若者、高齢者、障がい者や外国人等の多様な人材の活躍促進に取り組むとともに、求職者や在職者の人材育成も支援します。

一方、物価高騰や人手不足、国際情勢悪化の影響等により、府内企業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。府内中小企業の持続的な成長を図るため、価格転嫁の促進や販路開拓支援等を通じて、企業の「稼ぐ力」の向上に取り組めます。

このような取組を通じて、スタートアップや中小企業等のチャレンジを後押しし、誰もが活躍できる働きやすい環境を作ることで、経済面からも日本の成長エンジンを担う、副首都・大阪の実現に全力を尽くします。

令和9年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

大阪府知事

吉村 洋文

目 次

※ 要望文中の下線部については、「令和9年度要望 国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望（令和8年6月）」においても記載している内容です。

I 大阪の成長・発展に向けた取組

1. 万博レガシーの継承・発展	1
(1) 最先端技術等の実装化・産業化の推進	1
➤ 次世代モビリティ	1
➤ 再生医療等	1
➤ カーボンニュートラル	2
(2) 国が戦略的に推進する重点分野に係る取組への支援	4
➤ ロボット・AI	4
➤ 量子技術	4
(3) 国際イベント等の継承・発展	4
➤ ライフサイエンス	4
➤ スタートアップ	5
2. 成長を加速する多様な人材の活躍・生産性の向上	5
(1) 労働力不足に対応し、多様な人材が活躍できる環境整備	5
(2) 中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援	5
(3) 多様な人材が活躍できる環境整備	5
(4) 在職者に対するリスクリングの充実・強化	7

Ⅱ 誰もが安全・安心にいきいきと暮らせる大阪の実現

1. 中小企業等を支えるセーフティーネットの充実	8
(1) 国際情勢の影響を受ける事業者への支援	8
(2) 中小企業の事業継続支援	9
(3) 経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の拡充	9
(4) 保証付き融資の求償権放棄	9
(5) 大規模小売店舗による地域貢献	10
(6) 商業活性化施策の充実・強化	10
(7) 産業基盤の整備	11
2. 安心して働くことができる環境づくり	11
(1) 就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築	11
(2) あいりん地域対策の強化	12
(3) ホームレスの就労機会の確保・提供	12
(4) 若年者に対する技能検定制度の見直し	13
(5) 障害者職業能力開発校の老朽化への対応	13
(6) 採用選考におけるいわゆる「SNS調査」への対応	14

Ⅲ 国と地方の適正な役割分担

1. ハローワークの地方公共団体への移管	14
2. 運輸事業振興対策の推進	14

I 大阪の成長・発展に向けた取組

万博レガシーを継承・発展させ、イノベーションの創出に向けた取組を加速させるとともに、大阪の成長を支える多様な人材が活躍できるよう、以下について要望する。

1. 万博レガシーの継承・発展

万博の成果をレガシーとして次の時代へと引き継ぎ、日本経済の持続的な成長・発展を牽引することを目的として、国・経済界・関西広域連合・大阪府・大阪市が設置した「未来創造会議」の取組を推進するにあたり、必要な支援等を講じること。

(1) 最先端技術等の実装化・産業化の推進

未来創造会議では、日本成長戦略 17 分野に合致し、大阪・関西がわが国をリードする「次世代モビリティ」「再生医療等」「カーボンニュートラル」「スタートアップ」の分野において、実装化・産業化を進めるための中長期的なプロジェクトを展開する予定である。国においてもこの取組を積極的に推進すること。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の政府系機関が提供する各種支援施策を優先的に活用できるよう柔軟な運用を行うこと。

➤ 次世代モビリティ

空飛ぶクルマの商用運航実現に向け、早期に型式証明の交付と旅客運送許可を進めること。また、様々な形態の離着陸場設置に向け、都市計画法や建築基準法、港湾法など関係法令間の整合性を図ること。

➤ 再生医療等

＜未来医療の産業化に対する支援＞

再生医療等製品の特性を踏まえ、細胞の品質管理に不可欠な製造・輸送など各種レギュレーション整備に向けた取組を進めること。

iPS 細胞由来の再生医療等製品（リハート・アムシェプリ）などの製造開発を担う CDMO（医薬品開発製造受託機関）による安定供給に向け、製造体制の強化に必要な財政支援を講じること。また、スタートアップや大学、研究機関等による CDMO 活用への財政支援を講じること。

研究機関と医療機関、スタートアップが集積する「未来医療国際拠点 Nakanoshima Gross（中之島クロス）」で進められている、ヘルスケア・ディープテックスタートアップの創出、アントレプレナー型の人材育成、海外の投資家やアクセラレーターと

のネットワークの構築など、スタートアップエコシステムの強化に向けた支援を行うこと。

＜独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）関西支部の機能強化＞

中之島クロスに入居する独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）関西支部に再生医療分野の承認審査機能を置くとともに、相談から承認審査までを一気通貫で対応できる人員体制を確保すること。

＜創薬・医療機器等に関するスタートアップ支援とエコシステムの発展＞

我が国は多数の医薬品等の開発を行ってきたが、近年、厳しい国際競争に晒されていることから、より一層の強化が必要である。世界的に新規医薬品や医療機器等の開発の担い手となっているスタートアップへの投資を強化するとともに、幅広い技術・領域で企業が活動する創薬エコシステムの発展が必要である。そのためには、国内に限らず海外市場の資金・技術を我が国に呼び込むことが不可欠である。

令和6年度に要件緩和された創薬ベンチャーエコシステム強化事業等、スタートアップに対する資金面の支援を継続的に実施するとともに、世界の投資家や製薬企業等が参加する国際イベント等の機を捉え、関係省庁及び産学官が一体となって、我が国の創薬産業の魅力や薬事規制などの情報を効果的に発信すること。

＜関西圏におけるグローバルバイオコミュニティの形成＞

国のバイオ戦略に基づく、「グローバルバイオコミュニティ」の形成に向けた取組は、関西圏においては、産業界を中心としたネットワーク機関の財政面、人材面の負担により進められている。加えて、令和6年度内閣府補正予算において「バイオコミュニティの機能強化」として、スタートアップ案件組成に向けた連携活動に対する財政支援がなされたが、京阪神各拠点の連携や更なる国際的な情報発信等を促進するためには、ネットワーク機関の機能を強化する必要があることから、同機関の運営に対する財政支援を行うこと。

➤ カーボンニュートラル

＜カーボンニュートラル技術の産業化・社会実装推進＞

中小企業・スタートアップ等によるカーボンニュートラル関連の新技术を社会実装し、事業化へつなげていくため、技術レベルや成長ステージに応じた財政支援・人的支援を行うこと。

次世代のエネルギー基盤を整えていくため、水素・アンモニアや SAF（持続可能な航空燃料）などに関する製造・貯蔵拠点整備やサプライチェーン構築、需要創出の取組などに対し必要な財政支援を行うこと。

日本発の脱炭素技術であり、大阪が強みを有するペロブスカイト太陽電池について、民間施設への導入補助や公共施設での率先導入など社会実装に向けた需要創出や、製品化につながる技術開発に対する支援を行うこと。

＜燃料電池（FC）商用車等の導入拡大等を通じた水素需要創出＞

大阪府は物流拠点が集積しており、関東・中部など各地域との長距離貨物輸送において、全国でも有数の輸送量を誇ることから、府内に水素ステーションが整備されることで、官民一体で幹線輸送における FC 商用車の大規模導入をめざす“水素大動脈構想”の実現に貢献することが可能。このため、大阪府を「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」制度における追加的な支援策の適用地域にすること。

事業者による水素ステーションの整備及び経営の安定化に係る支援策の拡充を講じるとともに、運送事業者等による車両導入を後押しするため、FC 商用車・産業用車両の導入補助率の拡充等を行うこと。

＜ペロブスカイト太陽電池の導入拡大・産業競争力強化のための支援等＞

量産化に向けて、製造装置等への設備投資に対する支援の対象分野を拡大するとともに、需要拡大に資する新たな用途開発及び製品化に対する継続的な支援を行うこと。

ライフサイクル全体での製品への付加価値を創出するため、リサイクルを意識した製品開発や先進的な廃棄・リサイクル技術開発の継続的な支援を行うこと。

＜蓄電池の関連産業への支援＞

蓄電池の国内製造基盤の強化に向けて、大阪に集積する蓄電池関連産業の設備投資に対する支援や人材確保に向けた取組をより一層推進すること。また、産業の国際競争力強化に向け、蓄電池のリユースや先進的な廃棄・リサイクル技術開発、リサイクルを意識した製品開発の支援を行うこと。

＜バイオものづくりの推進＞

バイオものづくりの推進のため、バイオプラスチックやバイオ燃料、バイオ界面活性剤等のバイオ由来製品の開発、生産能力の増強に取り組む企業への支援を継続して実施すること。また、バイオ由来製品の需要拡大を図るため、グリーン購入法等

を参考とした需要喚起策に加えて、消費者に対してバイオ由来製品であることが正確に伝わるような方策を講じるなど、市場創出に向けた取組を着実に推進すること。

（２）国が戦略的に推進する重点分野に係る取組への支援

府内における半導体、AI、量子、先端電子部品など、国が戦略的に推進する重要分野に関する事業展開や機能強化に向けた取組は、大阪の成長を牽引することはもとより、我が国の経済発展や経済安全保障にも資するものである。

特に、AI の高度化や利活用の拡大に伴い、AI データセンターをはじめとするデジタルインフラの重要性も一層高まっており、本府においても、成長産業の更なる発展に向けて、これらを含むイノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野の企業を税制優遇制度の支援対象に追加するなど、成長産業の集積に取り組んでいる。

また、大阪の港湾・臨海部における水素・アンモニアや SAF（持続可能な航空燃料）等に関する製造・貯蔵拠点整備等のサプライチェーン構築は、我が国の GX の推進にも資するもの。

そのため、これらの企業における設備投資等にかかる費用負担に対して十分な支援を行うこと。

➤ ロボット・AI

フィジカル AI（AI ロボット等）の社会実装による産業競争力の強化と社会課題の解決を実現するため、AI の活用によるイノベーションの促進とロボットの制御・運用等の課題への対応を両立するよう、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）及び人工知能基本計画に基づき、開発企業への財政支援等必要な対策の充実・強化を図ること。

➤ 量子技術

量子関連産業の創出・拡大に向けて、量子技術に関する普及啓発をはじめ、研究開発への継続的な投資、量子技術の活用に取り組む企業等への財政支援や伴走支援の強化を行うこと。

（３）国際イベント等の継承・発展

➤ ライフサイエンス

万博のレガシーを後世に引き継ぐため、ライフサイエンス・ヘルスケア分野の国際見本市「WHX Osaka (World Health Expo Osaka)」及び国際会議「WHX Leaders Osaka」を大阪で継続、発展的に開催していくこととしている。国においては、来年度に向け

て引き続き各国政府や関連企業への参加の働きかけなど、国際会議の成功に向けて必要な支援を行うこと。

➤ スタートアップ

ディープテックの世界的な国際イベントである「Global Startup EXPO」(GSE)を本年10月に初めて大阪で開催する。国として登壇者等の招聘や財政的な支援を行い、わが国の代表的なスタートアップイベントとして大阪に定着させていくこと。

2. 成長を加速する多様な人材の活躍・生産性の向上

(1) 労働力不足に対応し、多様な人材が活躍できる環境整備

経営資源の少ない中小企業等が人材を確保し、事業活動を継続できるよう、女性や高齢者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む中小企業等を支援すること。また、在職者や求職者のスキルアップに向けた取組を支援すること。

外国人材の雇用に関し、新たな在留資格制度への対応や早期離職などの課題が生じていることから、外国人材の定着に向けた受入環境整備に取り組む中小企業等を支援すること。

AI などデジタル技術の活用や、ロボットなどの設備投資等による省力化・業務効率化に向けた中小企業等の取組を支援すること。

(2) 中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援

経済の成長と府民生活の安定のためには、全ての労働者の持続的な賃金引上げが重要であることから、企業の適切な価格転嫁を促進する環境整備を行うとともに、生産性向上や販路拡大など稼ぐ力の向上に資する支援に引き続き取り組むこと。

(3) 多様な人材が活躍できる環境整備

＜男性育児休業、介護休業の取得促進＞

職業生活と家庭生活との両立が求められる中、いわゆる「育児・介護休業法」が令和6年5月に改正され、育児や介護と仕事との両立を後押しする企業の取組がより一層強化された。

しかしながら、中小企業では、育児休業、介護休業について、休業の取得による周囲の負担増加や代替要員の補充が困難であることなどにより、特に男性の育児休業の取得が進んでいないことから、企業における男性育児休業・介護休業の取得を促進するために、助成金の拡充及び企業への更なる啓発を行うこと。

＜女性の活躍する労働環境の整備＞

女性の社会進出が一層進む中、いわゆる「女性活躍推進法」の改正により、これまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が 101 人以上 300 人以下」の事業主についても、一般事業主行動計画の策定・届出や女性活躍に関する情報公表が義務付けられ、さらに、「次世代育成支援対策推進法」の改正により、「育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定」が義務付けられた。また、「女性活躍推進法」の更なる改正に伴い、令和 8 年 4 月 1 日からは「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」の公表義務が拡大された。このため、中小企業においては、女性の働きやすい環境整備を一層進める必要があることから、次の措置を図ること。

- ① 法改正の内容の更なる周知啓発や助成金の充実等、女性の働きやすい職場づくりに向けた支援を充実すること。
- ② 仕事と生活を両立できる職場環境を整え、女性のキャリア形成やリスクリングを応援し、企業における管理職登用の促進に努めること。また、男女間の賃金格差を解消する観点から、同一労働同一賃金の履行確保等を進めること。

＜企業における性的マイノリティの理解促進＞

いわゆる「LGBT 理解増進法」が令和 5 年 6 月に施行され、事業主に対して理解促進に向けた取組が求められている。この度、国において基本計画が策定され、普及啓発等についても一定の方針が示されたところ。

ついては、本計画に基づき、企業における性的マイノリティの方に対する理解増進や受け入れ促進を図るため、企業に対する周知啓発はもとより、働きやすい職場環境の整備などへの支援を充実すること。

＜障がい者雇用の促進＞

いわゆる「障害者雇用促進法」が令和 4 年 12 月に改正され、法定雇用率が段階的に引き上げられていることや、除外率の引下げが行われたことを踏まえ、中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。

● 現状の把握・分析等

「障害者雇用促進法」に基づく障がい者の雇用状況は、各事業主が、その全事業所分をとりまとめて本社所在地において報告するので、各事業所が所在する都道府県での状況把握は困難である。地域の実情に応じた雇用施策を講じることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

● 法定雇用率達成に向けた誘導・支援策の強化

- ① 大阪府内には障がい者の雇用義務のある企業数が多いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、その体制強化に努めること。
- ② 中小企業の障がい者雇用を促進するため、特定求職者雇用開発助成金について支給期間の拡大や支給要件の緩和に努めること。
- 更なる障がい者雇用の拡大に向けた制度の改善・拡充
 - ① 国において障害者雇用率制度の在り方等にかかる検討が開始されたが、雇用率制度の対象となる障がい者の範囲について、障害者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者も制度の対象に追加するとともに、これらの方々を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
 - ② 障害者介助等助成金における手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえ、支給期間の延長を行うこと。
- 先進的な取組の導入
 - ① 大阪府が全国に先駆けて実施している「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」は、労働法規に詳しい手話通訳者2名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、同事業を国の雇用支援制度の一つとして創設すること。
 - ② 大阪府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度の導入を検討すること。

<最低賃金の引上げ>

国が定める最低賃金については、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じ、継続的に最低賃金の引上げに努めること。

(4) 在職者に対するリスクリングの充実・強化

<職業能力開発校における外国人材を含めた在職者訓練の実施>

都道府県が設置する「職業能力開発校」は、職業能力開発促進法等により、求職者向け訓練に主眼が置かれており、在職者向け訓練は補助的な位置づけとされている。

国が策定した「新しい資本主義実行計画（2025 年改訂版）」においては、三位一体の労働市場改革の着実な実行に向けて、労働者のリスクリングが必要とされる中、人手不足が深刻な中小企業では、従業員を育成する資源等が限定的であることから、その人材育成支援が課題となっている。

また、外国人技能実習制度が令和 9 年度から育成就労制度へ移行されることを契機に、雇用する外国人労働者の人材育成に取り組む中小企業の増加が見込まれる。

さらに、本年 3 月に国が策定した第 12 次職業能力開発基本計画においても、在職者訓練の積極的な推進が基本的施策に位置付けられている。

こうした課題の対応にあたって、求職者訓練で培ったノウハウや経験を持つ「職業能力開発校」が果たす役割は大きいと考えられることから、外国人を含めた在職者に対する職業訓練が的確に実施できるよう、必要な制度的措置と財源措置を講じられたい。

Ⅱ 誰もが安全・安心にいきいきと暮らせる大阪の実現

物価高騰や人手不足、さらには国際情勢の影響により、企業の経営環境が厳しくなる中、中小企業等を支えるセーフティーネットを充実させるとともに、誰もが安心して働くことができる環境整備に向けて、以下について要望する。

1. 中小企業等を支えるセーフティーネットの充実

（1）国際情勢の影響を受ける事業者への支援

物価高騰や人材不足等、中小企業者を取り巻く環境は厳しさを増す中、国際情勢の悪化により、更なる物価高騰、サプライチェーンの混乱、加えて観光需要の停滞など、日本経済全体への影響、特に中小企業者の経営環境・資金繰りへの影響が懸念されており、一部では既にその影響を受ける中小企業者からの相談が寄せられている。

この状況が長期化した場合、影響を受ける業種の中小企業者の賃上げに対する判断への影響や、雇止め・解雇等による雇用不安も生じる恐れがある。

については、厳しい経営環境下にある中小企業者の経営の安定化と雇用の維持を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられるよう要望する。

- ① 国際情勢の悪化に伴う原材料・製品の安定した供給に資するあらゆる方策を講じるとともに、現在実施されている緊急的激変緩和措置を継続的に実施すること。
- ② 価格転嫁と取引適正化に向けた一層の啓発、相談体制の充実強化や立入調査等による取引適正化に関する監督強化を図ること。
- ③ 国内外への多様な販路開拓や新商品の開発に向けた支援、生産性向上に関する支援など、企業の「稼ぐ力」の向上に向けた対策を講じること。

- ④ セーフティネット保証の指定業種のさらなる拡大や要件緩和等を講じること。
- ⑤ 雇用調整助成金の特例措置を講じるなど、状況に応じた雇用を維持するための対策の充実・強化を図ること。また、事業活動の縮小期において、企業が従業員の職業能力の一層の向上を図ることができるよう、雇用調整助成金の教育訓練加算額の引上げなど、リスクリング支援の充実・強化を図ること。

（２）中小企業の事業継続支援

物価高騰等の影響を受け、中小企業の経営環境が厳しい状況にある中、国際情勢は先行き不透明な状況にあることから、中小企業の資金繰りへの影響が懸念される。

そのため、これらの企業が、資金繰りに支障を来さないよう取り組むことが急務であることから、以下の対策を講じること。

- ① 物価高騰等に対する資金繰り支援を継続・拡充すること。
- ② 将来の経営改善に向けた即効性のある計画を作成することが困難な企業に対し、「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の保証制度の継続及び保証期間の延長（15年から20年に延長）や資本金劣後ローンを対象とする保証制度及び債権買取機関の創設など、企業の再生につながる制度を検討・実施すること。

（３）経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の拡充

令和6年3月15日より、「事業者選択型経営者保証非提供制度」「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（保証料補助制度）」が創設され、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組が進められている。

現行制度においては、経営者保証を非提供とする場合、一定料率の保証料の増額負担を求めるものであり、中小企業やスタートアップの新たな取組への挑戦や円滑な事業承継を支援する観点から、利用者にとって、より一層の負担軽減が図られるよう、保証料補助率の引上げや令和8年度末をもって終了する「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の延長及び補助制度の期間延長など、制度を拡充すること。

（４）保証付き融資の求償権放棄

国から、令和6年3月に「制度融資損失補償条例の改正・整備に関する協力依頼について」が発出された。また、令和7年3月には「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」が公表されるなど、コロナ禍等で債務の返済が困難となった中小企業者に対し、事業再生型支援だけではなく、「廃業型」の私的整理手続きによる再チャレンジ支援が求められている。

私的整理手続きの対応（保証付き融資の求償権放棄）については、大阪府を含む多数の都道府県において条例を制定し手続きの円滑化に努めているところだが、「事業再生」を前提として承認しており、「廃業型」については、債権放棄を行うに足る必要性の説明が困難であること、また都道府県が保有する他の債権との公平性の観点等から、議会や住民の理解が得難く、求償権放棄を認めていない状況である。

また、令和7年8月には「地方公共団体における信用保証協会に対して有する回収納付金請求権の放棄に係る諸手続の実施手引」が策定されたが、用語解説や事例紹介の内容が多く、議会や住民への説明根拠となる債権放棄の必要性について、全国統一的な求償権放棄の判断基準は示されていないものとなっている。

以上より、次の対策を講じること。

- ① 都道府県における保証付き融資の求償権放棄手続きの円滑化に向け、「求償権放棄に関する全国統一的な判断基準」を速やかに示し、求償権放棄の公平性の担保を図ること。
- ② 「廃業型」の私的整理手続きによる再チャレンジ支援については、国が主導的な立場で進められている取組であることから、全国信用保証協会による損失補償の拡充など、自治体による求償権放棄の承認が不要となる仕組みを構築するとともに、国の責任において必要な財政措置を講じること。

（５）大規模小売店舗による地域貢献

大阪府では、大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例を制定し、商業者に対して、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくりの活動への積極的な協力や、これら商店会等への加入等による相互の協力を求めている。

全国に立地する大規模小売店舗が、商店会等への加入をはじめ、地域のまちづくり、地域貢献等への協力を努めることを大規模小売店舗立地法に明文化すること。

（６）商業活性化施策の充実・強化

商店街は、身近な商業機能として住民の生活を支えるとともに、街の治安・美化、災害対応支援等、地域コミュニティの拠点としても、重要な役割を担ってきた。

そうした中で、商店街はアーケード、街路灯、防犯カメラの設置等を通じて地域の安全・安心の確保に貢献してきたが、近年の人口減少や原材料費・エネルギー価格の高騰など、商店街を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。さらに構成員の減少等により、それらの維持管理の負担が難しくなっている。

商店街等が将来にわたって、これらの役割を果たし、地域の持続的な発展に資することができるよう、意欲的な取組を進める商店街等に対し、ソフト・ハード両面からの支援策を講じること。

（７）産業基盤の整備

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材等多様な産業が集積し、地域だけでなく我が国の産業競争力を支えるエネルギーの供給拠点として重要な役割を担うとともに、エネルギー構造の転換や世界的な脱炭素の潮流の中、カーボンニュートラルの新たな拠点としての重要性も増している。このような中、大規模地震や激甚化する自然災害等に対応することができるよう、コンビナートの強靱化の一層効果的な推進に向け、以下の施策を講じること。

- ① 民有護岸等のインフラ施設のうち、公共性が高く被災すると他施設への影響が大きい施設の耐震補強などの災害対策について、無利子貸付制度等の継続的な支援を行うこと。
- ② 産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、震災時における施設の復旧と併せて耐震化を行うものについても補助対象とするなど、支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

２．安心して働くことができる環境づくり

（１）就職困難者等に対する雇用・就労支援施策の構築

発達障がいの可能性のある方など、就職困難者等の抱える課題は複雑かつ多様であり、きめ細かな支援が必要となる中、令和８年度「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」においては、令和７年度「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の支援対象同様、社会参加や就労支援等を必要とする者、孤独・孤立の状態にある者等についても支援対象となる旨が明記されたが、本交付金が継続されるよう予算措置すること。

その上で、就職氷河期世代を含む中高年層に限らず、働く意欲は高いものの、就労にあたり様々な課題を抱えている各世代の方々に対しても、都道府県や市町村の実情に応じた雇用・就労支援施策が継続的に実施できるよう、予算措置等を含めた方策を講じること。

(2) あいりん地域対策の強化

＜「あいりん労働福祉センター」の管理＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、今後、閉鎖した「あいりん労働福祉センター」の解体工事が完了するまでの間、大阪府と連携しながら引き続き管理を行うこと。

＜「新労働施設」の整備＞

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策として、現地建替えを行う「新労働施設」の整備に当たっては、これまでの歴史的経緯や地元地域の要望、あいりん地域を取り巻く最新の状況等を踏まえ、施設の機能強化等について関係機関と十分に協議を行いつつ、国の責務である職業安定所をはじめ、「青空労働市場」の解消等のために必要な寄り場、駐車場など、国府共同で担う機能を維持するためのスペース及び施設共用部に係る費用を負担すること。

また、あいりん地域においては、これまでの不安定就労者に加え、生活保護受給者をはじめ自立支援等を必要とする就労困難者等の流入も増加した。また、労働施設検討会議では、高齢者、女性、若者や近年増加傾向にある外国人など、これまでの日雇労働者に限らず、多様な求職者への対応を求められているところである。そのため、新労働施設内に国の責務である一般職業紹介に対応した職業相談やカウンセリング等を実施することができる機能を設置すること。

＜あいりん地域における雇用対策の充実＞

建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させ、「日雇労働求職者給付金」の支給要件については、雇用保険印紙が25枚以下であっても枚数に応じて支給するなど柔軟な対応を図るとともに、日雇労働者の技能向上による安定就労に向けた取組を充実するなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

また、あいりん職安における日雇求人の受理及び紹介が実効性をもって機能するよう必要な措置を講じるなど、今後もあいりん地域における雇用対策にしっかりと関与すること。

(3) ホームレスの就労機会の確保・提供

＜ホームレス就業支援事業の強化＞

ホームレスやホームレスとなる恐れがある者の自立支援を目的とする「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の期限が令和9年8月に迫っている。

一方、大阪府内には「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」で把握される路上生活者のほか、ホームレスとなる恐れがある者など、未だに支援を必要とする方が多く存在している。

また、「ホームレス就業支援事業」においては、支援対象者の高齢化やそれに伴う相談内容の複雑・多様化等により、業務量が高止まりしていることから、引き続きホームレスの自立を支援するため、法期限の延長など必要な措置を講じるとともに、同事業における委託費の予算を適正な水準で確保すること。

<住居確保給付金の拡充>

単身高齢者の住居確保が困難となる等の課題もある中、令和6年の生活困窮者自立支援法の改正により、令和7年4月1日から転居のための初期費用も補助対象となるなど、一定の制度構築が図られたが、ホームレスの就労を支援するため、引き続き、家賃債務補償や緊急連絡先の確保など、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の拡充を図ること。

また、就労訓練事業においては、協力事業所への支援を行うなど、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

（４）若年者に対する技能検定制度の見直し

産業構造の急速な変化や人口減少に伴う労働供給制約が進む中で、労働者の能力向上や職務に応じたスキルやキャリアの可視化が求められるとともに、ものづくり産業においては、人材不足による技術継承、人材の確保・定着が課題となっている。

これらの課題に対応するためには、若年者が、早い段階からキャリア形成に取り組み、産業を支える優れた技能労働者として、育成していくことが重要であり、労働者の有する技能を公証する技能検定の実施は、若年者の入職・定着を促進する観点から効果的である。

このため、若年者の受検手数料減免措置の対象年齢等を見直すことで、技能検定を受検しやすい環境を整備し、そのために必要な財源措置を講じること。

（５）障害者職業能力開発校の老朽化への対応

国が設置し、大阪府への委託により運営している大阪障害者職業能力開発校は開校から30年以上が経過しており、昇降機や空調機の更新が必要となるなど、施設の老朽化が進んでいる。

これまで、同校では昇降機の更新及び照明のLED化について、令和8年度に一定の措置が講じられたところであるが、空調機の更新など、今後も老朽化に伴う施設設備の更新が必要である。

そのため、国においては、同校の設置者として、障がいのある訓練生が安全で快適な環境で、安心して職業訓練を受講できるよう、引き続き、必要な工事・対策のための財源措置を講じられたい。

（６）採用選考におけるいわゆる「SNS 調査」への対応

採用選考における、いわゆる「SNS（裏アカウント）調査」については、社会的差別の原因となるおそれのある事項や思想及び信条等、収集してはならない個人情報収集し、採用選考に使われた場合は就職差別につながることを懸念されるため、以下の対策を講じること。

- ① 求職者の個人情報の収集や第三者提供に係る同意の取り方などを定めたガイドラインを作成するとともに、「SNS（裏アカウント）調査」における禁止事項等は法令等で定めること。
- ② ガイドライン等の策定にあたっては、その実態把握に努めるとともに、問題事象を把握した場合には、法令等に基づき適切に対応すること。
- ③ 令和６年度から実施された「公正な採用選考に係るアンケート調査」については、調査結果を公表するとともに、啓発だけではなく、企業等における今後の再発防止に活用できるよう、調査項目を検討すること。
- ④ 「SNS（裏アカウント）調査」への注意喚起や啓発内容は、全国統一的なメッセージが必要かつ効果的であることから、基本的な内容を示すとともに、企業や求職者・学生に対し、啓発すること。

Ⅲ 国と地方の適正な役割分担

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

１．ハローワークの地方公共団体への移管

第６次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を、地域の実情に応じて効果的に実施できるよう、必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管を検討すること。

２．運輸事業振興対策の推進

地方トラック協会及び全日本トラック協会が実施する、貨物自動車運送事業法に基づく地方適正化事業及び全国適正化事業（以下「適正化事業」という。）並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業（以下「出捐金事業」とい

う。)の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されている。

しかしながら、適正化事業については法令に基づき国土交通省が地方トラック協会及び全日本トラック協会に実施させている事業であり、出捐金事業についても全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、これらの事業に要する費用は、国と地方の適切な役割分担に基づき、国費で措置すること。

あるいは、出捐金事業について、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。